

長岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和元年11月5日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	酒井正春

1 監査の対象

福祉保健部 長寿はつらつ課（高齢者基幹包括支援センターを含む。）

栃尾支所

教育委員会

子ども未来部 保育課

2 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、平成30年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和元年10月4日から10月21日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
長寿はつらつ課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 地域振興課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 市民生活課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 商工観光課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 農林課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 建設課	適正に処理されてきました。
保育課	適正に処理されてきました。